

《論 文》

小学校学習指導要領にみるコミュニケーションの 位置づけに関する考察

—国語科の「話す」「聞く」の扱い方の変遷から—

松田 哲

Study on evaluation of communication in the elementary school course of study

—Change in the use of “talking” and “hearing” in Japanese language teaching—

Tetsu MATSUDA

キーワード：コミュニケーション，小学校学習指導要領，「話す」「聞く」

Key Word：communication, elementary school course of study, “hear” “talk”

1. 緒 言

2010年（平成22年）文部科学省では子どもたちのコミュニケーション能力の育成を図るための具体的な方策や普及のあり方について検討するために、文部科学副大臣主催の下に「コミュニケーション教育推進会議」が開催された。その背景には国際社会の進展や価値観の多様化に対応するためだけではなく、子どもたちが自分の感情や思いをうまく表現することができず、容易にキレるなどの課題への対応も含まれている。

コミュニケーション能力の重要性や必要性は教員に求められる資質や企業が求める人材の特性に限られたことではなく広く求められる能力の一つである。コミュニケーション能力は一般的に「他者とコミュニケーションを上手に図

ることができる能力」としている。Schramm（1954）は、コミュニケーションはラテン語の *communis*（共通の）と *communicates*（他人と交換し合う）が語源であり、そこからコミュニケーションの「意味」は、ことばを媒介にして情報・意思・感情の伝達とそれらが交換される過程であるとした。

コミュニケーション能力については、それ以外にも齊藤（2004）によると「感情を互いに理解しあい、意味を互いに理解しあう能力であり、感情面に気を配って、意味を分かち合い、信頼関係を築いていく能力」としている。齊藤が指摘するように、最終的には「他者との信頼関係」が築けるかどうかというところが、コミュニケーション能力を問われる一つの目安になるであろう。

コミュニケーション能力が社会から求められ

る重要な資質や特性であるということは、現代社会にとって、その能力が備わっていない者が多いか、もしくはその能力を十分に発揮できていない者が多いということになる。確かに学校現場では「いじめ」が深刻な問題となるなど、児童生徒間の人間関係構築が大きな課題となっている。また地域社会でも近隣トラブルや家庭内での凶悪事件など、コミュニケーションや人間関係にまつわる事件は後を絶たない。しかし、学校教育の中でコミュニケーションを意図的・計画的に学習する場はほとんどない。その理由はコミュニケーションは習うものではなく、家庭や地域社会、周囲の環境から身に着けるものであり、特別に学校教育で習うものではないという意識からであろう。

2010年度の学習指導要領の改訂により、小学校高学年から「外国語活動」が導入されることになった。その目標は「外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う」ことであり、その内容は「外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図ることができるように指導する」ことにある。(平成20年小学校学習指導要領「第4章 外国語活動」)つまりいずれの活動も「外国語」によるものである。

それでは日本語によるコミュニケーションはどのように位置づけられているのだろうか。

対象を小学生に置いたとき、コミュニケーションは「聞く」と「話す」という基本的な行為から発展していくものである。これを学習指導要領として位置づけているのは国語科であり、ここでは「聞く」と「話す」という項目を設定

して、具体的な内容についても触れている。これまでの学習指導要領の中で、この「聞く」「話す」という内容や項目数がどのように変遷過程をたどっているのかを明らかにすることで、コミュニケーションに関わる学校教育での位置づけを明確化することを目的とする。具体的には学習指導要領が始まった昭和22年の国語科から、平成20年の最新の改訂まで、各学年における「聞く」「話す」の項目数の増減を比較することによって、量的なウエイトを明らかにしていく。

すでに、森川(2011年:日本コミュニケーション学会)は、学習指導要領の中で、コミュニケーションにとって必要な「聞く」という項目が減少していることを指摘している。「聞く」(本来は「聴く」という行為は、先の間関係の中で信頼関係を築くうえで、最も大切なことになる。そして、それは単に「相手の話を聞いている」ことや「聞き流す」ことではなく、齊藤が指摘するように「本当に求められている能力は、相手の言いたいことを的確につかみとる能力」であり、「自分の言いたいことがしっかりと受け取られていると感じることで、人は信頼感を持ち次の段階へと前進してゆくことができるようになる。」)のである。しかし、コミュニケーションは、「聞く」と「話す」から構成される行為であることから、今回は両方の項目数に注目しながら調べることにする。(いずれも下線部は筆者による)

2. 小学校学習指導要領にみる

「話す」「聞く」の変遷

(1) 昭和22年の学習指導要領

昭和22年の学習指導要領は、戦後教師のための手引書として、「試案」の形で発行された

(抜粋1) 昭和22年の学習指導要領にみる「聞く」「話す」の指導内容

- 一 人の話をよく聞くようにする。
 - (一) 注意して、よく人の話を聞きわかる。
 - (二) いうべき時と、聞くべき時の区別をわきまえる。
 - (三) 話の要点をとらえる。
- 二 相手によくわかるように、はっきりとものをいう。
 - (一) 発音、語調などに気をつける。
 - (二) なるべく、方言や、なまり、舌のもつれをなおして、標準語に近づける。
 - (三) 口ごもること、語尾のあいまいなことをなおす。
 - (四) 正しく、しかもわかりよいことばをつかう。
 - (五) 表情や身ぶりを考える。
 - (六) 敬讓語を身につける。
 - (七) ことばづかいや、いいまわしに気をつける。
 - (八) その場にふさわしい話題をえらぶ。
 - (九) おおぜいの前でも、話ができるようにする

表1. 昭和22年の学習指導要領にみる「聞く」「話す」の項目数

項目	小学校1・2・3学年	小学校4・5・6学年	計
「聞く」	0	1	1
「話す」	10	3	13
合計	10	4	14

ものである。ここでは国語科学習指導の範囲は、(1)話すこと（聞くことをふくむ）、(2)つづること（作文）、(3)読むこと（文学をふくむ）、(4)書くこと（習字をふくむ）、(5)文法の5つに分けられおり、そのなかで、(1)話すこと（聞くことをふくむ）については、抜粋1にあるような能力の育成をはかることが示されている。ここでは、「聞く」項目で3つ、「話す」という項目で9つが設定され、ともに小学校段階での必要な能力の育成が明確に示されている。

さらに表1の通り、1～3年生と4～6年生に指導内容が分けられ、「聞く」こと項目は、1～3年生では無し、4～6年生で1項目となっている。一方「話す」こと項目は、1～3年生で10項目、4～6年生で3項目となって

おり、合計で「聞く」項目1つに対して、「話す」項目は13となっている。「聞く」ことに比べると「話す」ことへの比重が大きいことがわかる。

(2) 昭和26年の学習指導要領

昭和22年の学習指導要領から1回目の改訂になる。ここでは、指導内容全体を7項目として、そのうち「聞く」ことが3項目、「話す」ことが4項目となっている。(抜粋2参照)昭和22年版に比べると「話すこと（聞くことをふくむ）」が12項目から7項目減少している。特に「話すこと」の項目が減っており、内容としては、前回の簡潔な表現に比べると、状況などを具体化するなかで、全体的にまとまった表

現になっている。

表2は、この年の学習指導要領「第三章国語科学習指導の計画 第三節国語能力表」にある各学年の「聞く能力」（全学年の合計41項目）と「話す能力」（全学年の合計66項目）の項目数を示したものである。どの学年においても「話す能力」の方が「聞く能力」に比べて多くなっている。発達段階では低学年・中学年に項目数が多く、高学年の項目数が少なくなっている。また、各能力について身につけるべき学年は「1年－3年」のように、発達段階を縦断的に表記している。昭和22年に比べると、学年ごとの表記になった点を含め、項目数が激増しているところに特徴がある。ここでも昭和22年同様「聞く」ことに比べると「話す」ことへの比重が大きくなっている。

（3）昭和33年の学習指導要領

この年で小学校の学習指導要領は2回目の改訂となり、これまでの「試案」から「告示」の形式となった。また教育課程の国家的基準として、法的な拘束性が認められた年でもあり、小中学校では「道徳」の特設や、学校給食が教育課程の中に位置づけられた年でもある。

学習内容は、主たる指導とそれらを通して指導する内容を含めて「聞く」と「話す」で12項目が明記されている。それらを「聞く」と「話す」の項目に分類すると、「聞く」ことが5項目、「話す」ことが7項目となる。（抜粋3参照：下線は筆者によるものであり、「聞く」項目には細下線、「話す」項目には二重線となっている。）

抜粋3は第1学年の指導内容であるが、同じように第2学年から第6学年までの指導内容を「聞く」ことと「話す」ことの項目数に分類したものが表3である。

（抜粋2）昭和26年の学習指導要領にみる「聞く」「話す」の指導内容

〔聞くこと〕	
1	日常の話をすなおに、正しく聞き取ることができる。
2	相手の立場を尊重し、作法を守って、常に相手が話しやすいような態度で聞くことができる。
3	相手の話を聞くことによって、自分の語りを広げ、表現力を高め、また、さまざまな知識を求めたり、情報を得たりすることができる。
〔話すこと〕	
4	標準的なことばづかいや、正しいいまわしで、礼儀正しく話すことができる。
5	話し合い・討論・会議などに参加して、自分の意見を述べるができる。
6	生活経験・観察・読書などについての報告や発表ができる。
7	やさしい文学的作品的の発表や、劇をすることができる。

表2. 昭和26年の学習指導要領にみる「聞く」「話す」の項目数

項目	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	計
「聞く」	10	5	7	8	6	5	41
「話す」	14	8	10	12	13	9	66
合計	24	13	17	20	19	14	107

※「第三章国語科学習指導の計画 第三節国語能力表」より作成

(抜粋3) 昭和33年の学習指導要領にみる「聞く」「話す」の指導内容〔第1学年〕

〔第1学年〕の指導内容 (聞くこと、話すこと) (1) 次の事項について指導する。 ア <u>話の仲間入りをすること。</u> イ <u>話し手のほうを見て、じゃまにならないように聞くこと。</u> ウ <u>話の内容をだいたい聞き取ること。</u> エ <u>物語や童話などを聞いて楽しむこと。</u> オ <u>何を言おうとしているかが相手にわかるように話すこと。</u> カ <u>はっきり返事をする。</u> キ <u>聞き手のほうを見て話すこと。</u> (2) 次の各項目に掲げる活動を通して、上記の事項を指導する。 ア <u>指示や説明を聞く。</u> イ <u>物語や童話などを聞く。</u> ウ <u>あいさつをする。</u> エ <u>質問をしたり応答をしたりする。</u> オ <u>数人の仲間で話し合う。</u>

※以下抜粋の下線は筆者による 聞くこと 話すこと

表3. 昭和33年の学習指導要領にみる「聞く」「話す」の項目数

項目	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	計
「聞く」	5	2	2	1	2	2	14
「話す」	7	8	9	8	8	8	48
合計	12	10	11	9	10	10	62

表3を見ると学年が上がるにつれて「聞く」指導項目は減少し、「話す」指導項目が多くなっている。

昭和26年の学習指導要領と比較すると、合計で107個であった項目数が、62個と約4割減少している。

(4) 昭和43年の学習指導要領

小学校の学習指導要領はこの年で3回目の改訂となる。小学校では「特別教育活動」と「学校行事」が統合され、「特別活動」として教育課程に位置づけられた。

ここでは各学年の「目標」の中の「聞く」

「話す」項目は1項目に減少しており、その表記も「学級のなかで、聞いたり話したりすることができるようになる。」(第1学年)というように、「聞く」と「話す」ことが各学年すべてまとめて表現されている。

学習指導内容については、「聞く」と「話す」ことの項目数が、各学年7～9項目となっている。第1学年でみると「聞く」ことが2項目、「話す」ことが5項目となる。(抜粋4参照)

表4は、学年ごとの項目数を表したものである。昭和33年の項目と比較してみると項目数全体が62個から47個に減少しており、その中でも「話す」項目(48個→38個)に比べると「聞

(抜粋4) 昭和43年の学習指導要領にみる「聞く」「話す」の指導内容〔第1学年〕

〔第1学年〕の指導内容

A 聞くこと、話すこと

(1) 次の事項について指導する。

ア 物語や童話などを楽しんで聞くこと。イ 何についての話を聞きとり、事からのだいたいを理解すること。ウ 要件を落とさずに、簡単な伝言をすること。エ 相手にわかるように、主語と述語が整っている形で話したり、文末をはっきりさせて話したりすること。オ たずねられたことに答えること。

(2) (1)の指導と関連させて、ことばに関する次の事項について指導する。

ア 幼児音を使わないで、はっきりした発音で話すこと。イ 幼児語を使わないで話すこと。

表4. 昭和43年の学習指導要領にみる「聞く」「話す」の項目数

項目	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	計
「聞く」	2	2	1	1	1	1	8
「話す」	5	6	6	7	7	7	38
合計	7	8	7	8	8	9	47

く」項目(14個→8個)が少なくなっている。

(5) 昭和52年の学習指導要領

小学校の学習指導要領はこの年で4回目の改訂となる。小学校では「ゆとりの時間」が設けられ、授業時間数では約1割、指導内容も大幅に削減されている。

各学年の目標も、全体で2項目と減少し、その中で「(1)経験した事、身近な事柄などについて、簡単な文章を書いたり、話をしたりすることができるようにするとともに、進んで表現しようとする態度を育てる。」(第1学年)と簡潔な表記となっている。

またこれまでの指導内容の項目であった「A 聞くこと、話すこと」という分類がなくなり、「言語事項」という分類の中で、17項目の指導内容が明示されているが、「話す」ことを指導

内容にしたものは3項目(アとソとカ)に留まり、「聞く」という指導内容は1項目(B理解エ)のみであった。(抜粋5参照)

表5は各学年の項目数を示したものであるが、「読む」ことや「書く」ことなど全体の項目数が合計で215項目も記載される中で、「聞く」と「話す」ことに関する項目は、合計でも36項目と少ない割合になっている。その中でも「聞く」ことの項目は合計で7項目と特に少なくなっている。

(抜粋5) 昭和52年の学習指導要領にみる「聞く」「話す」の指導内容 (第1学年)

<p>[第1学年] の指導内容 (抜粋)</p> <p>〔言語事項〕</p> <p>(1) 国語による表現力及び理解力の基礎を養うため、A及びBの指導を通して、次の言語に関する事項について指導する。</p> <p>ア 幼児音を使わないで、はっきりした発音で<u>話すこと</u>。</p> <p>：</p> <p>ソ 丁寧な言葉と普通の言葉のあることに注意して<u>話すようにすること</u>。</p> <p>A 表現</p> <p>(1) 国語による表現力をつけるため、次の事項について指導する。</p> <p>カ 経験した事の順序どおりに<u>話すこと</u>。</p> <p>B 理解</p> <p>(1) 国語による理解力をつけるため、次の事項について指導する。</p> <p>エ 話の内容を正しく<u>聞き取ること</u>。</p>

表5. 昭和52年の学習指導要領にみる「聞く」「話す」の項目数

項目	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	計
全体項目数	27	29	38	40	40	41	215
「聞く」	1	1	1	1	2	1	7
「話す」	3	4	5	6	6	5	29
合計	4	5	6	7	8	6	36

(6) 平成元年の学習指導要領

小学校では5回目の学習指導要領改訂となる。「ゆとりの時間」を継承し、授業時間数を弾力的に運用するとともに、個性尊重の教育が目指された。この改訂によって、小学校の低学年で「社会科」と「理科」を統合し、「生活科」が新設されている。

この年も各学年の目標は2項目であり、「(1) 経験した事などが分かるように、順序を考えて話したり、…(略)(2)粗筋をつかみながら話を聞いたり、…(略)」と昭和52年の学習指導要領よりさらに簡潔な表現となっている。

指導内容は、昭和52年と同様に「A表現」と「B理解」から構成され、その中の「言語事項」も含めて、「聞く」と「話す」ことの

内容が示されている。(抜粋6参照)

表6の通り、前回の改訂同様全体的な項目数が216項目掲載されているなかで、「聞く」と「話す」ことに関する項目は合計で38項目と引き続き少ない割合になっている。ここでも「聞く」ことの項目は合計で8項目と特に少ない。

(抜粋6) 平成元年の学習指導要領にみる「聞く」「話す」の指導内容(第1学年)

〔第1学年〕の指導内容(抜粋)	
A 表現	
(1) 国語による表現力を育てるため、次の事項について指導する。	
ア	尋ねられた事に答えたり、自分から進んで話したりすること。
イ	経験した事の順序を考えて話すこと。
(以下略)	
B 理解	
(1) 国語による理解力を育てるため、次の事項について指導する。	
ア	話し手を見ながら聞き、内容を聞き取ること。
イ	話の内容の大体を聞き取ること。
(以下略)	
〔言語事項〕	
ア 発音及び発声に関する事項	
(ア)	はっきりした発音で話すこと。
(イ)	姿勢、口形などに注意して発声すること。
(ウ)	声の大きさに気を付けて話すこと。
(イ)	丁寧な言葉と普通のあることに注意して話すようにすること。

表6. 平成元年の学習指導要領にみる「聞く」「話す」の項目数

項目	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	計
全体項目数	32	32	36	38	39	39	216
「聞く」	2	2	0	1	1	2	8
「話す」	6	5	5	5	4	5	30
合計	8	7	5	6	5	7	38

(7) 平成10年の学習指導要領

小学校では6回目の学習指導要領改訂となる。完全学校週5日制導入のもと、「生きる力」の育成を目指し、授業時間数の大幅削減となった。この改訂により、小学校では「総合的学習の時間」が新設され、教育課程の中に位置づけられた。

指導内容の学年表記もこの年から、低学年(第1学年及び2学年)・中学年(第3学年及び4学年)・高学年(第5学年及び6学年)ごとの表現となっている。

昭和43年の学習指導要領と同じように指導内

容に「A話すこと・聞くこと」という項目が復活している。学年表記が2学年ごとになったこともあり、各学年の目標は3項目に増え、しかも「(1)相手に応じ、経験した事などについて、事柄の順序を考えながら話すことや大事な事を落とさないように聞くことができるようにするとともに、話し合おうとする態度を育てる。」(第1学年及び2学年)というように、パラグラフ全体が「聞く」こと「話す」ことの説明になっている。これまでの目標のように、文章の一部として簡潔に表現されていたものから比べると、「聞く」こと「話す」ことについての

(抜粋7) 平成10年の学習指導要領にみる「聞く」「話す」の指導内容(第1学年及び第2学年)

〔第1学年及び第2学年〕の指導内容
A 話すこと・聞くこと
(1) 話すこと・聞くことの能力を育てるため、次の事項について指導する。
ア 知らせたい事を選び、事柄の順序を考えながら、相手に分かるように <u>話すこと</u> 。
イ 大事な事を落とさないようにしながら、興味をもって <u>聞くこと</u> 。
ウ 身近な事柄について、話題に沿って、 <u>話し合うこと</u> 。
(以下略)
〔言語事項〕
(ア) 姿勢、口形などに注意して、はっきりした発音で <u>話すこと</u> 。
(以下略)
3 内容の取扱い…(略)…例えば次のような言語活動を通して指導するものとする。
〔A話すこと・聞くこと〕
尋ねたり応答したりすること、自分が体験した事などについて話をする事、友達の話を書くこと、読んだ本の中で興味をもったところなどを紹介することなど

表7. 平成10年の学習指導要領にみる「聞く」「話す」の項目数

項目	第1学年及び2学年	第3学年及び4学年	第5学年及び6学年	計
全体項目数	22	29	27	78
「聞く」	1	1	1	3
「話す」	3	3	2	8
合計	4	4	3	11

位置づけが重要視されているような表現になっている。(抜粋7参照)

表7は2学年ごとの項目数を表したものであるが、「聞く」ことと「話す」ことに関する項目は合計11項目とこれまで以上に減少している。全体的な項目数も78項目とこれまでに比べると大幅に減少しているが、「聞く」ことが合計で3項目、「話す」ことが合計で8項目というのはこれまでの最少項目数である。しかし、「内容の取扱い」として、学年ごとに「A話すこと・聞くこと」について具体的な指導事例が掲載されることで指導に幅を与えているようである。(抜粋7参照)

(6) 平成20年の学習指導要領

小学校では7回目の学習指導要領改訂となる。「生きる力」の理念は継承しながら、脱「ゆとり教育」を目指し、特定の必修教科の授業時間数を増加している。この改訂により、小学校では、「国語・社会・数学・理科・体育」の時間数が増加し、「総合的学習の時間」が縮小されている。また小学校高学年に「外国語活動」が新設され、外国語を用いた積極的なコミュニケーションを図ることや、異言語や異文化への理解を図る機会とされた。

指導内容の学年表記は平成10年の学習指導要領と同様で、低学年(第1学年及び2学年)・中学年(第3学年及び4学年)・高学年(第5学年及び6学年)ごとの表現となっている。

(抜粋8) 平成20年の学習指導要領にみる「聞く」「話す」の指導内容(第1学年及び第2学年)

〔第1学年及び第2学年〕の指導内容

A 話すこと・聞くこと

- (1) 話すこと・聞くこと的能力を育てるため、次の事項について指導する。
- ア 身近なことや経験したことなどから話題を決め、必要な事柄を思い出すこと。
 - イ 相手に応じて、話す事柄を順序立て、丁寧な言葉と普通の言葉との違いに気を付けて話すこと。
 - ウ 姿勢や口形、声の大きさや速さなどに注意して、はっきりした発音で話すこと。
 - エ 大事なことを落とさないようにしながら、興味をもって聞くこと。
 - オ 互いの話を集中して聞き、話題に沿って話し合うこと。
- (2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。
- ア 事物の説明や経験の報告をしたり、それらを聞いて感想を述べたりすること。
 - イ 尋ねたり応答したり、グループで話し合って考えを一つにまとめたりすること。
 - ウ 場面に合わせてあいさつをしたり、必要なことについて身近な人と連絡をし合ったりすること。
 - エ 知らせたいことなどについて身近な人に紹介したり、それを聞いたりすること。

(以下略)

表8. 平成20年の学習指導要領にみる「聞く」「話す」の項目数

項目	第1学年及び2学年	第3学年及び4学年	第5学年及び6学年	計
全体項目数	44	45	42	131
「聞く」	2	1	2	5
「話す」	6	6	4	16
合計	8	7	6	21

また、指導内容も前回同様に「A話すこと・聞くこと」という分類による表記となっており、各学年の目標もパラグラフ全体が「聞く」こと「話す」ことの説明になっている。(抜粋8参照)

各項目数については表8の通り、全体の指導項目数は131項目と増加しているなかで、「聞く」ことが5項目、「話す」ことが16項目と増加はしているものの、全体的には21項目と少ない割合になっている。特に「聞く」ことに対する項目は、これまで通り少ない傾向にある。

3. 考察とまとめ

これまでの学習指導要領の中で示された「聞

く」ことと「話す」ことの項目数の合計を示したのが表9である。

昭和22年「試案」の形で発行された学習指導要領では、指導内容の中に、「話すこと(聞くことをふくむ)」の項目建てをして、3つの「聞く」項目と9つの「話す」項目の計12項目を設定し、小学校段階での必要な会話能力の育成を明示している。しかしこの段階では

各学年の指導内容ではなく、1～3学年と4～6学年に分けて全体としての14項目が示されている。

続く昭和26年の学習指導要領では、指導内容全体を7項目として、そのうち「聞く」ことが3項目、「話す」ことが4項目となっている。昭和22年版に比べると「話すこと(聞くこと

をふくむ)」が12項目から7項目に減少している。特に「話すこと」の項目が減っている。内容としては、昭和22年版の簡潔な表現に比べると、昭和26年版では状況などを具体化するなかで、全体的にまとまった表現になっていることがわかる。

この年の学習指導要領「第三章国語科学習指導の計画 第三節国語能力表」は学年ごとの具体的な指導内容が示されている。そこでは、各学年の「聞く能力」（全学年の合計41項目）と「話す能力」（全学年の合計66項目）について、合計107項目の「身につけるべき能力」が示されている。どの学年においても「話す能力」の方が「聞く能力」に比べて多くなっており、発達段階では低学年・中学年に項目数が多く、高学年の項目数がそれらよりも少なくなっている。

昭和33年の学習指導要領からは、各学年の指導内容が記載されているが、「聞く」と「話す」ことの項目数が合計で62項目とかなり減少している。そのなかでも「聞く」ことの指導内容は1～2項目と激減している。

昭和43年の学習指導要領も学習指導内容については、「聞く」と「話す」ことの項目数の合計が47項目とさらに減少している。ここでも「話す」項目に比べると「聞く」ことの指導内容が少なくなっている。

昭和52年の学習指導要領では、国語科の項目数は全体的に多くなっている反面、「聞く」と「話す」ことの項目数の合計が36項目とさらに少なくなっており、ここでも「聞く」ことの項目が減少している。

平成元年の学習指導要領でも、国語科の指導内容全体の項目数からみると、「聞く」と「話す」ことに関する項目は極端に少なくなっている。年次別では「聞く」ことも「話す」こ

とも1項目ずつ増えて、合計が38項目になっているものの縮小傾向であることは変わらない。

平成10年の学習指導要領になると、指導内容の学年表記が低学年・中学年・高学年と2学年ごとの表現に変わっているが、「聞く」と「話す」ことに関する項目はこれまで以上に減少している。「聞く」項目は全学年を合計しても3項目であり、「話す」項目は8項目、合計では11項目とこれまでの最少項目数となっている。

平成20年の学習指導要領では、指導項目は増加しているなかで、「聞く」と「話す」ことに関する項目も増加はしているものの、全体的には少ない割合になっている。「話す」ことの項目数が、平成10年学習指導要領の2倍に増加しているが、「聞く」ことは2項目の増加に留まっている。

学習指導要領の改訂に伴い、コミュニケーションの基本的な行為である「聞く」と「話す」という項目は、国語の指導内容から縮小されてきている。特に「聞く」ことに関する指導内容は激減している。このことはコミュニケーションを前提にした指導であるかどうかに関わらず「聞く」行為やその指導にウエイトがかけられていないということになる。

コミュニケーションの定義をどのように捉えるかにもよるが、「相手に伝える」ことに重点が置かれていることは確かであろう。コミュニケーションのもう一つの重要な要素である「聞く」（本来は「聴く」という行為は、他者との話を聴き、周囲との関係性のなかで調整機能を果たすものである。コミュニケーションの目的が「他者との信頼関係を構築すること」なのであれば、「聴く」行為は必要不可欠になってくる。

児童・生徒がコミュニケーションを図る場面

表9. 学習指導要領にみる「聞く」「話す」の合計項目数の推移

年 代	昭和22年	昭和26年	昭和33年	昭和43年	昭和52年	平成元年	平成10年	平成20年
「聞く」	1	41	14	8	7	8	3	5
「話す」	13	66	48	38	29	30	8	16
合計	14	107	62	47	36	38	11	21

は「国語」に限ったことではない。学校教育の教育課程においては、学校全体の取り組みであり、「望ましい集団の形成」や「人間関係の形成」という視点から言えば、「特別活動」の中で達成されるべき課題でもある。

現代社会にあって、児童を取り巻く環境は携帯電話を始めとするパーソナル機器の普及や少子化、コミュニティ機能の崩壊などコミュニケーションを促進することが困難な状況に置かれている。さらに学校教育の中では「いじめ」や「不登校」等の増加など、さらにコミュニケーション不全が加速化していくことが懸念される。

本来、コミュニケーションスキルは家庭や地域社会を通して、自然と身に着けていたものであった。しかし、社会全体のパーソナル志向は家庭や地域社会の中にも浸透し、相互のコミュニケーションがうまく機能しない家族や近隣は多くなっている。実際に家庭内での凶悪犯罪やご近所トラブルによる事件は増加傾向にある。このような環境の中で他者との関係性を構築するだけのコミュニケーションスキルを獲得していくことは非常に困難である。

これからの児童・生徒のコミュニケーション環境を整えていくためにも、学校教育の中で、教育課程として「コミュニケーションスキル」の習得を考えていく必要がある。この時、ディベートやプレゼンテーションなど「話す」能力

だけでなく、「聴く」というコミュニケーションスキルの向上に努め、他者との関係性を構築する術を学習していくことが重要である。その前段階として、学指導要領の中で、「話すこと」「聴くこと」項目数を増加させていくことが必要であると考えられる。

【参考文献】

- ・森川知史「確かな人間関係のためのコミュニケーション論」京都書房 2011年
- ・越川禮子「身につけよう！江戸しぐさ」KKロングセラーズ 平成18年
- ・齋藤孝「コミュニケーション力」岩波新書 2004年
- ・斎藤勇「対人感情の心理学」誠信書房 1990年
- ・原岡一馬「人間とコミュニケーション」ナカニシヤ出版 1990年
- ・「小学校学習指導要領一般編（試案）」文部省 昭和26年（1651）改訂版
- ・「小学校学習指導要領国語科編（試案）」文部省 昭和26年（1651）改訂版
- ・「小学校学習指導要領」文部省 昭和33年
- ・輿水実・中沢政雄共著「小学校学習指導要領の展開国語科編」明治図書出版株式会社 昭和33年
- ・「小学校学習指導要領」文部省 昭和43年7月
- ・輿水実編「改訂小学校学習指導要領の展開国語科編」明治図書刊 昭和43年
- ・「小学校学習指導要領案」文部省 昭和52年5月
- ・飛田多喜雄・清水茂夫・藤原宏編集「改訂小学校学習指導要領の展開国語科編」明治図書刊 昭和52年
- ・「小学校学習指導要領 幼稚園教育要領」文部省 平成元年3月
- ・「小学校学習指導要領」文部省告示 平成10年12月
- ・解説小嶋邦宏「平成10年12月公示改訂小学校学習指導要領」時事通信社 平成10年
- ・「小学校学習指導要領解説 国語編」文部科学省 平成20年6月